



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)

北海道医師国民健康保険組合医療費一部負担金割合の変更について

標記の件につきまして、北海道医師国民健康保険組合より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願いいたします。

なお、変更内容は下記の通りです。

記

(1) 改正内容

被保険者種別	入院・入院外	一部負担金の割合	
		現行 (H19. 9. 30 まで)	変更後 (H19. 10. 1 から)
組合員 准組合員	入院	2割	3割
	入院外	2割	3割
家族	入院	2割	3割
	入院外	3割	3割
70歳に達する日の属 する月の翌月以後(一 定以上所得該当者)	入院	2割	3割
	入院外	2割	3割

(2) 施行年月日 平成19年10月 1日

※ただし、下記に該当する場合は、記載の法定負担割合となる。

3歳に達する日の属する月以前	入院・入院外	2割
70歳に達する日の属する月の翌月以後(一定所得該当者)		1割
道・市町村が実施している他法優先の場合(重度障害・母子等)		3割



道医国保第53号
平成19年8月1日

都府県医師会長 様

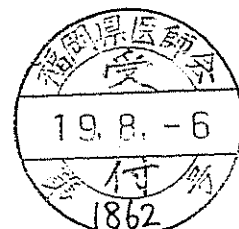
北海道医師国民健康保険組合
理事長 飯塚 弘志

医療費一部負担金割合の変更について

平素より本組合の事業運営につきまして、ご協力を賜り厚く御礼
申し上げます。

標記の件につきまして、本年10月1日より北海道医師国民健康
保険組合被保険者の医療費一部負担金の割合を、別紙のとおり変更
いたします。

つきましては、貴関係各位に対するご周知方のご協力を賜りたく
ご高配ほどよろしくお願い申し上げます。



医療費一部負担金の割合が変わります

本年2月の組合会で規約が改正され、平成19年10月1日から

医療費一部負担金の割合が変更になります。

被保険者種別	入院・入院外	一部負担金の割合	
		現 行 (平成19年9月30日まで)	変更後 (平成19年10月1日から)
組 合 員 准組合員	入 院	2 割	3 割
	入院外	2 割	3 割
家 族	入 院	2 割	3 割
	入院外	3 割	3 割
70歳に達する日の 属する月の翌月 以後（一定以上所 得該当者）	入 院	2 割	3 割
	入院外	2 割	3 割

ただし、下記に該当する場合は記載の法定負担割合となります。

3歳に達する日の属する月以前 入院・入院外 2割

70歳に達する日の属する月の翌月以後（一般所得該当者） 1割

道・市町村が実施している他法優先の場合（重度障害・母子等） 3割

平成19年8月
北海道医師国民健康保健組合